

1 家島コミュニティバスの現状 (別添チラシ参照)

運行開始	平成 24 年 4 月～ (社会実験 平成 22 年 4 月～)				
運行ルート	2 系統(令和 7 年 10 月～)				
	ルート	起点	経由地	終点	運行便数
	真浦線 1	網場南	真浦公園	赤坂	・平日 8 便 ・土曜日(6～9 月) 6 便
	真浦線 2	網場南	真浦公園 網手港	赤坂	・平日 4 便
	宮線 1	宮港	赤坂	真浦公園	・平日 10 便 ・土曜日(6～9 月) 6 便
	宮線 2	宮港	赤坂 日和山	真浦公園	・平日 2 便
基本料金	100 円/1 回				
使用車両	8 人乗りワンボックスタイプ車両				
事業手法	交通空白地有償運送 (路線定期運行) (道路運送法第 78 条第 2 号 自家用有償旅客運送)				

2 改正内容

令和 8 年 4 月 1 日より利便性の向上及び利用者拡大を目的に、ダイヤ改正を行うもの。

(1) 運行便数の変更

- ・真浦線 2 を 1 日 6 便に増便 (資料 4-1)
- ・宮線 2 を 1 日 6 便に増便 (資料 4-2)

(2) 定期船への接続性を考慮したダイヤ改正 (資料 4-1～3)

- ・家島-坊勢航路の定期船発着に合わせた真浦線 2 のダイヤ改正
- ・停留所間の運行時間を実態に合わせたダイヤ調整

○家島コミュニティバス 真浦コース (月～金曜日)

ダイヤ改正前 (～R8. 3. 31)

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
1 網場南	8:45	9:17	9:27	10:39	10:53	11:47	13:30	14:22	14:32	15:34	16:04	16:36
2 網場	8:46	9:16	9:28	10:38	10:54	11:46	13:31	14:21	14:33	15:33	16:05	16:35
3 右ノ浦	8:47	9:15	9:29	10:37	10:55	11:45	13:32	14:20	14:34	15:32	16:06	16:34
4 真浦公園	8:48	9:14	9:30	10:36	10:56	11:44	13:33	14:19	14:35	15:31	16:07	16:33
5 福島写真場前	8:49	9:13	9:31	10:35	10:57	11:43	13:34	14:18	14:36	15:30	16:08	16:32
6 奥の町	8:50	9:12	9:32	10:34	10:58	11:42	13:35	14:17	14:37	15:29	16:09	16:31
7 熊本マンション	8:51	9:11	9:33	10:33	10:59	11:41	13:36	14:16	14:38	15:28	16:10	16:30
8 B&G海洋センター下			9:34	10:32			13:37	14:15				
9 網手港			9:39	10:29			13:42	14:12				
10 B&G海洋センター下			9:42	10:24			13:45	14:07				
11 熊本マンション			9:43	10:23			13:46	14:06				
12 奥の町	8:52	9:10	9:44	10:22	11:00	11:40	13:47	14:05	14:39	15:27	16:11	16:29
13 福島写真館前	8:53	9:09	9:45	10:21	11:01	11:39	13:48	14:04	14:40	15:26	16:12	16:28
14 真浦公園	8:54	9:08	9:46	10:20	11:02	11:38	13:49	14:03	14:41	15:25	16:13	16:27
15 真浦クリニック前	8:55	9:07	9:47	10:19	11:03	11:37	13:50	14:02	14:42	15:24	16:14	16:26
16 家島事務所前	8:57	9:05	9:49	10:17	11:05	11:35	13:52	14:00	14:44	15:22	16:16	16:24
17 診療所前	8:59	9:03	9:51	10:15	11:07	11:33	13:54	13:58	14:46	15:20	16:18	16:22
18 赤坂	9:01	9:01	9:53	10:13	11:09	11:31	13:56	13:56	14:48	15:18	16:20	16:20

凡例

定期船との乗継約 15 分以内

ダイヤ改正案 (R8. 4. 1～)

定期船着(坊勢渡船)			9:45	10:45		11:45	13:45	14:45		15:45		
待ち時間(10 網手港)			0:05	0:05		0:05	0:05	0:05		0:11		

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
1 網場南	8:45	9:23	9:33	10:59	11:06	11:59	13:30	14:59	15:09	16:05	16:18	16:50
2 網場	8:46	9:22	9:34	10:58	11:07	11:58	13:31	14:58	15:10	16:04	16:19	16:49
3 右ノ浦	8:47	9:21	9:35	10:57	11:08	11:57	13:32	14:57	15:11	16:03	16:20	16:48
4 真浦公園(真浦港)	8:49	9:19	9:36	10:56	11:09	11:56	13:33	14:56	15:12	16:02	16:21	16:47
5 福島写真場前	8:51	9:17	9:37	10:55	11:10	11:55	13:34	14:55	15:13	16:01	16:22	16:46
6 奥の町	8:52	9:16	9:38	10:54	11:11	11:54	13:35	14:54	15:14	16:00	16:23	16:45
7 熊本マンション	8:54	9:14	9:39	10:53	11:12	11:53	13:36	14:53	15:15	15:59	16:24	16:44
8 B&G海洋センター下			9:40	10:52		11:52	13:37	14:52		15:58		
9 網手港着			9:45	10:45		11:45	13:42	14:32		15:46		
10 網手港発			9:50	10:50		11:50	13:50	14:50		15:56		
11 B&G海洋センター下			9:52	10:40		11:40	13:52	14:27		15:41		
12 熊本マンション			9:53	10:39		11:39	13:53	14:26		15:40		
13 奥の町	8:55	9:13	9:54	10:38	11:13	11:38	13:54	14:25	15:16	15:39	16:25	16:43
14 福島写真場前	8:56	9:12	9:55	10:37	11:14	11:37	13:55	14:24	15:17	15:38	16:26	16:42
15 真浦公園(真浦港)	8:58	9:10	9:56	10:36	11:15	11:36	13:56	14:23	15:18	15:37	16:27	16:41
16 真浦クリニック前	8:59	9:09	9:57	10:35	11:16	11:35	13:57	14:22	15:19	15:36	16:28	16:40
17 家島事務所前	9:01	9:07	9:59	10:33	11:18	11:33	13:59	14:20	15:21	15:34	16:30	16:38
18 診療所前	9:02	9:06	10:01	10:31	11:20	11:31	14:01	14:18	15:23	15:32	16:32	16:36
19 赤坂	9:03	9:05	10:03	10:29	11:22	11:29	14:03	14:16	15:25	15:30	16:34	16:34

待ち時間(9 網手港)			0:05	0:05		0:05	0:08	0:18		0:04		
定期船発(坊勢渡船)			9:50	10:50		11:50	13:50	14:50		15:50		

○家島コミュニティバス 宮コース (月～金曜日)

ダイヤ改正前 (～R8.3.31)

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
5分 1 宮港				↑10:08	10:18	↑11:42						
3分 2 芝生公園				-	10:23	11:37						
3分 3 日和山				-	10:26	11:34						
5分 4 芝生公園				-	10:29	11:31						
1分 5 宮港	8:45	↑9:17	9:22	-	10:34	11:26	13:40	↑14:32	14:57	↑15:54	16:20	↑16:52
1分 6 宮神社前	8:46	9:16	9:23	10:07	10:35	11:25	13:41	14:31	14:58	15:53	16:21	16:51
1分 7 三軒屋	8:47	9:15	9:24	10:06	10:36	11:24	13:42	14:30	14:59	15:52	16:22	16:50
1分 8 赤坂	8:48	9:14	9:25	10:05	10:37	11:23	13:43	14:29	15:00	15:51	16:23	16:49
1分 9 破風	8:49	9:13	9:26	10:04	10:38	11:22	13:44	14:28	15:01	15:50	16:24	16:48
1分 10 堂崎	8:50	9:12	9:27	10:03	10:39	11:21	13:45	14:27	15:02	15:49	16:25	16:47
1分 11 中学校前	8:51	9:11	9:28	10:02	10:40	11:20	13:46	14:26	15:03	15:48	16:26	16:46
1分 12 堂崎	8:52	9:10	9:29	10:01	10:41	11:19	13:47	14:25	15:04	15:47	16:27	16:45
1分 13 破風	8:53	9:09	9:30	10:00	10:42	11:18	13:48	14:24	15:05	15:46	16:28	16:44
2分 14 赤坂	8:54	9:08	9:31	9:59	10:43	11:17	13:49	14:23	15:06	15:45	16:29	16:43
2分 15 診療所前	8:56	9:06	9:33	9:57	10:45	11:15	13:51	14:21	15:08	15:43	16:31	16:41
2分 16 家島事務所前	8:58	9:04	9:35	9:55	10:47	11:13	13:53	14:19	15:10	15:41	16:33	16:39
1分 17 真浦クリニック前	9:00	9:02	9:37	9:53	10:49	11:11	13:55	14:17	15:12	15:39	16:35	16:37
1分 18 真浦公園	▼9:01	9:01	▼9:38	9:52	▼10:50	11:10	▼13:56	14:16	▼15:13	15:38	▼16:36	16:36

ダイヤ改正案 (R8.4.1～)

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
3分 1 宮港		↑9:17	9:17	↑10:17	10:25	↑11:31	13:50	↑14:50				
3分 2 芝生公園		-	9:20	10:14	10:28	11:28	13:53	14:47				
3分 3 日和山		-	9:23	10:11	10:31	11:25	13:56	14:44				
3分 4 芝生公園		-	9:26	10:08	10:34	11:22	13:59	14:41				
1分 5 宮港	8:45	-	9:29	10:05	10:37	11:19	14:02	14:38	15:14	↑16:19	16:24	↑16:56
1分 6 宮神社前	8:46	9:16	9:30	10:04	10:38	11:18	14:03	14:37	15:15	16:18	16:25	16:55
1分 7 三軒屋	8:47	9:15	9:31	10:03	10:39	11:17	14:04	14:36	15:16	16:17	16:26	16:54
1分 8 赤坂	8:48	9:14	9:32	10:02	10:40	11:16	14:05	14:35	15:17	16:16	16:27	16:53
1分 9 破風	8:49	9:13	9:33	10:01	10:41	11:15	14:06	14:34	15:18	16:15	16:28	16:52
1分 10 堂崎	8:50	9:12	9:34	10:00	10:42	11:14	14:07	14:33	15:19	16:14	16:29	16:51
1分 11 中学校前	8:51	9:11	9:35	9:59	10:43	11:13	14:08	14:32	15:20	16:13	16:30	16:50
1分 12 堂崎	8:52	9:10	9:36	9:58	10:44	11:12	14:09	14:31	15:21	16:12	16:31	16:49
1分 13 破風	8:53	9:09	9:37	9:57	10:45	11:11	14:10	14:30	15:22	16:11	16:32	16:48
2分 14 赤坂	8:54	9:08	9:38	9:56	10:46	11:10	14:11	14:29	15:23	16:10	16:33	16:47
2分 15 診療所前	8:56	9:06	9:40	9:54	10:48	11:08	14:13	14:27	15:25	16:08	16:35	16:45
2分 16 家島事務所前	8:58	9:04	9:42	9:52	10:50	11:06	14:15	14:25	15:27	16:06	16:37	16:43
1分 17 真浦クリニック前	9:00	9:02	9:44	9:50	10:52	11:04	14:17	14:23	15:29	16:04	16:39	16:41
1分 18 真浦公園(真浦港)	▼9:01	9:01	▼9:45	9:49	▼10:53	11:03	▼14:18	14:22	▼15:30	16:03	▼16:40	16:40

○家島コミュニティバス 真浦コース (土曜日)

ダイヤ改正前 (～R8. 3. 31)

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	
1分	1 網場南	8:45	↑ 9:17	9:37	↑ 10:39	10:53	↑ 11:47
1分	2 網場	8:46	9:16	9:38	10:38	10:54	↑ 11:46
1分	3 右ノ浦	8:47	9:15	9:39	10:37	10:55	↑ 11:45
1分	4 真浦公園	8:48	9:14	9:40	10:36	10:56	↑ 11:44
1分	5 福島写真場前	8:49	9:13	9:41	10:35	10:57	↑ 11:43
1分	6 奥の町	8:50	9:12	9:42	10:34	10:58	↑ 11:42
1分	7 熊本マンション	8:51	9:11	9:43	10:33	10:59	↑ 11:41
1分	8 奥の町	8:52	9:10	9:44	10:32	11:00	↑ 11:40
1分	9 福島写真館前	8:53	9:09	9:45	10:31	11:01	↑ 11:39
1分	10 真浦公園	8:54	9:08	9:46	10:30	11:02	↑ 11:38
2分	11 真浦クリニック前	8:55	9:07	9:47	10:29	11:03	↑ 11:37
2分	12 家島事務所前	8:57	9:05	9:49	10:27	11:05	↑ 11:35
2分	13 診療所前	8:59	9:03	9:51	10:25	11:07	↑ 11:33
2分	14 赤坂	↓ 9:01	9:01	↓ 9:53	10:23	↓ 11:09	11:31

ダイヤ改正案 (R8. 4. 1～)

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	
1分	1 網場南	8:45	↑ 9:23	9:40	↑ 10:42	10:42	↑ 11:21
1分	2 網場	8:46	9:22	9:41	10:41	10:43	↑ 11:20
1分	3 右ノ浦	8:47	9:21	9:42	10:40	10:44	↑ 11:19
1分	4 真浦公園(真浦港)	8:49	9:19	9:43	10:39	10:45	↑ 11:18
1分	5 福島写真場前	8:51	9:17	9:44	10:38	10:46	↑ 11:17
1分	6 奥の町	8:52	9:16	9:45	10:37	10:47	↑ 11:16
1分	7 熊本マンション	8:54	9:14	9:46	10:36	10:48	↑ 11:15
1分	8 奥の町	8:55	9:13	9:47	10:35	10:49	↑ 11:14
1分	9 福島写真場前	8:56	9:12	9:48	10:34	10:50	↑ 11:13
1分	10 真浦公園(真浦港)	8:58	9:10	9:49	10:33	10:51	↑ 11:12
1分	11 真浦クリニック前	8:59	9:09	9:50	10:32	10:52	↑ 11:11
2分	12 家島事務所前	9:01	9:07	9:52	10:30	10:54	↑ 11:09
2分	13 診療所前	9:02	9:06	9:54	10:28	10:56	↑ 11:07
2分	14 赤坂	↓ 9:03	9:05	↓ 9:56	10:26	↓ 10:58	11:05

○家島コミュニティバス 宮コース (土曜日)

ダイヤ改正前 (～R8. 3. 31)

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	
1分	1 宮港	8:45	↑ 9:17	9:22	↑ 10:08	10:34	↑ 11:26
1分	2 宮神社前	8:46	9:16	9:23	10:07	10:35	↑ 11:25
1分	3 三軒屋	8:47	9:15	9:24	10:06	10:36	↑ 11:24
1分	4 赤坂	8:48	9:14	9:25	10:05	10:37	↑ 11:23
1分	5 破風	8:49	9:13	9:26	10:04	10:38	↑ 11:22
1分	6 堂崎	8:50	9:12	9:27	10:03	10:39	↑ 11:21
1分	7 中学校前	8:51	9:11	9:28	10:02	10:40	↑ 11:20
1分	8 堂崎	8:52	9:10	9:29	10:01	10:41	↑ 11:19
1分	9 破風	8:53	9:09	9:30	10:00	10:42	↑ 11:18
2分	10 赤坂	8:54	9:08	9:31	9:59	10:43	↑ 11:17
2分	11 診療所前	8:56	9:06	9:33	9:57	10:45	↑ 11:15
2分	12 家島事務所前	8:58	9:04	9:35	9:55	10:47	↑ 11:13
1分	13 真浦クリニック前	9:00	9:02	9:37	9:53	10:49	↑ 11:11
1分	14 真浦公園	↓ 9:01	9:01	↓ 9:38	9:52	↓ 10:50	11:10

ダイヤ改正案 (R8. 4. 1～)

便	1便	2便	3便	4便	5便	6便	
1分	1 宮港	8:45	↑ 9:17	9:22	↑ 10:08	10:28	↑ 11:00
1分	2 宮神社前	8:46	9:16	9:23	10:07	10:29	↑ 10:59
1分	3 三軒屋	8:47	9:15	9:24	10:06	10:30	↑ 10:58
1分	4 赤坂	8:48	9:14	9:25	10:05	10:31	↑ 10:57
1分	5 破風	8:49	9:13	9:26	10:04	10:32	↑ 10:56
1分	6 堂崎	8:50	9:12	9:27	10:03	10:33	↑ 10:55
1分	7 中学校前	8:51	9:11	9:28	10:02	10:34	↑ 10:54
1分	8 堂崎	8:52	9:10	9:29	10:01	10:35	↑ 10:53
1分	9 破風	8:53	9:09	9:30	10:00	10:36	↑ 10:52
1分	10 赤坂	8:54	9:08	9:31	9:59	10:37	↑ 10:51
2分	11 診療所前	8:56	9:06	9:33	9:57	10:39	↑ 10:49
2分	12 家島事務所前	8:58	9:04	9:35	9:55	10:41	↑ 10:47
2分	13 真浦クリニック前	9:00	9:02	9:37	9:53	10:43	↑ 10:45
1分	14 真浦公園(真浦港)	↓ 9:01	9:01	↓ 9:38	9:52	↓ 10:44	10:44

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 姫路市地域公共交通会議
住 所 姫路市安田四丁目 1 番地
代表者氏名 会長 正司 健一

地域公共交通計画変更届出書

令和 7 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 4 4 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和 8 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

別表 1 のとおり

○ 変更理由

「網手港及び日和山への延伸ルートの増便に伴う運行回数の変更」

当初計画において坊勢及び家島コミュニティバスの運行について認定いただいているところですが、このたび、家島コミュニティバスに関して、令和 8 年 4 月 1 日付で真浦線 2 (網手港経由ルート) 及び宮線 2 (日和山経由ルート) を増便し、併せて真浦線 1 及び宮線 1 を減便するため、変更届出をします。

※当初 真浦線 1 : 平日 8 便、土曜日 (6 ~ 9 月) 6 便、真浦線 2 : 平日 4 便

宮線 1 : 平日 1 0 便、土曜日 (6 ~ 9 月) 6 便、宮線 2 : 平日 2 便

→変更 真浦線 1 : 平日 6 便、土曜日 (6 ~ 9 月) 6 便、真浦線 2 : 平日 6 便

宮線 1 : 平日 6 便、土曜日 (6 ~ 9 月) 6 便、宮線 2 : 平日 6 便

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 8年 1月28日

(名称) 姫路市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**① 家島・坊勢コミュニティバス**

姫路市が有する離島の内、家島本島及び坊勢島においては、これまでバス事業者及びタクシー事業者の参入がなく、全くの公共交通空白地域である。また、道路事情が非常に悪いため自動車保有率は低く、港からの端末交通手段としては徒歩や二輪が大半を占めている。

当該地域においても高齢化が進行しており、港から各集落までの交通手段導入を求める声が高まったことを受け、地域・市・その他関係者の協働により、当該地域の実情やニーズを踏まえた運行計画を作成し、家島本島については真浦港及び宮港、坊勢島については奈座港を中心とした地域内フィーダー系統として「コミュニティバス（交通空白地有償運送）」を導入し、継続運行中である。

地域公共交通確保維持事業により各系統を確保・維持することは、地域住民の移動手段確保と地域の活性化に資するために必要である。

② 福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）

姫路市及び福崎町では、平成27年度より地域創生にかかる広域連携の制度である「連携中核都市圏構想」に取り組んでいる。その取り組みの一環として圏域住民の生活関連機能サービスを向上させるため地域公共交通の維持確保に向けた取り組みを行っており、姫路市と福崎町が行政の垣根を越えて連携し、公共交通空白・不便地域での移動困難者のニーズに対応するため、地元自治会や企業とも協力し、買い物や通院、通勤、雇用・就業支援などの課題を解決し、持続可能な移動の仕組みを構築する必要がある。

姫路市香寺町中寺地区は近くに公共交通機関がない公共交通空白地域である。また、当該地区は高齢化も急速に進み、今後免許返納者が増えることも予想される。また当該地区に隣接する福崎町工業団地への通勤の足の確保・自動車から公共交通機関への転換やJRからの2次交通の確保及び障害者の雇用確保についても重要な課題である。このため、地域公共交通確保維持事業により福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させることに加え、地域の価値向上などを行っていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

各コミュニティバスの目標値は次のとおりとする。

① 坊勢コミュニティバス

利用者数：1日あたりの乗車人員 30 人以上

② 家島コミュニティバス

利用者数：1日あたりの乗車人員 35 人以上

①②家島・坊勢コミュニティバス共通

収支率：10%以上

バス利用者 1 人当たりの行政補助額：1,000 円未満

③ 福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）

利用者数：1日あたりの乗車人員 72 人以上

各系統毎：通勤便 A 44 人/日以上、連携便 28 人/日以上

収支率：20%以上

バス利用者 1 人当たりの行政補助額：440 円未満

(2) 事業の効果

① 家島・坊勢コミュニティバス

各系統を維持することにより、住民の通院・買い物等の日常生活に必要な移動手段が確保される。また、本土への公共交通ネットワークが連携することで、旅行や買い物、高度医療受診等の機会が確保され、交通手段に制約を持つ高齢者等の外出機会の創出にも繋がる。

② 福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）

ふくひめ号路線を維持することにより、姫路市内の公共交通空白・不便地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保されるとともに福崎町内の公共交通の活性化に資する。また、広域的な幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながるとともに、JRからの2次交通を確保することで雇用の確保や障害者の就業支援にも繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

① 家島・坊勢コミュニティバス

- ・地域住民の要望を反映したルートの見直しやダイヤ改正（姫路市及び区会）
- ・チラシ全戸配布、老人会等での利用促進活動（姫路市）
- ・ラッピング車両の導入による啓発（姫路市）
- ・家島交流センターのイベントと連動させたコミュニティバスの利用促進（姫路市）

② 福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）

- ・福崎町・姫路市に加え地域住民、工業団地協議会及び自立支援協議会との連携を通じた継続的な情報交換の実施及び利用促進（福崎町、姫路市、地域住民、工業団地協議会、自立支援協議会）
- ・時刻表の作成並びに対象地区及び企業全戸配布（福崎町、姫路市）
- ・地元住民による乗り方教室の開催及び実車体験（MM）（地元住民）
- ・企業と自立支援協議会が共同で実施する企業見学（特別支援学級生徒、保護者及び自立支援協議会が主催）（企業）
- ・企業による積極的な障害者研修生の受け入れ及び採用（企業）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

① 家島・坊勢コミュニティバス：運行に係る費用総額を姫路市が負担。運行収入及び本補助金のうち距離按分等した額を姫路市が歳入している。

② 福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号）：運行に係る費用総額のうち、運行事業者への補助金の金額については、運行収入並びに姫路市及び福崎町の当該運行にかかる本補助金のうち距離按分等した額を運行経費から差し引き、差額分を姫路市と福崎町が折半して負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
・ 毎年の収支率及び利用者数の確認及び協議会での検証
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>① 令和 7 年 6 月 18 日 福崎町地域公共活性化協議会にて令和 8 年度フィーダー計画について協議・承認を受ける。</p> <p>② 令和 7 年 6 月 26 日 姫路市地域公共交通会議にて地域公共交通確保維持事業に係る計画全体について協議・承認を受ける。</p> <p>③ 令和 8 年 1 月 28 日 姫路市地域公共交通会議にて、家島コミュニティバスに係る真浦線 2 及び宮線 2 の運行便数変更による、地域公共交通確保維持事業に係る計画全体【令和 7 年 6 月 26 日承認済】の一部変更の内容について承認を受ける。 今後、軽微な変更が生じた場合は事務局一任にて対応する。</p>
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>① 家島・坊勢コミュニティバス 姫路市と運行管理者及び運転員との連絡を密にすることや、必要に応じてアンケート調査を実施するとともにコミュニティバス車内での利用者へのヒアリングを通して、継続的な利用促進活動及び意見・要望の把握に努めている。 利用者等からの意見は、運行を担う区会と情報を共有し、ダイヤ改正の参考とするなど実務に反映している。</p> <p>② 福崎町・姫路市連携コミュニティバス（ふくひめ号） 福崎町地域公共交通活性化協議会の構成員として、住民及び利用者代表の参画を得ている。姫路市と福崎町で情報共有をはじめとした連携を行い、ダイヤ改正等に活かしている。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 姫路市安田四丁目 1 番地

(所 属) 姫路市 都市局 交通計画部 地域公共交通課

(氏 名) 大西 真人

(電 話) 079-221-2493

(e-mail) kotukeikaku@city.himeji.hyogo.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

R9年度～計画期間最終年度については、R8年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
姫路市	姫路市	(1) 坊勢循環 (右回り)	サービ スセン ター前	西ノ浦	サービ スセン ター前	往 5.9km 循環	288日	3,444回			路線定期運行	②(1)	坊勢輝汽船の離発着 場と停留所「旅客船 ターミナル」が接続	③
		(2) 坊勢循環 (左回り)	サービ スセン ター前	西ノ浦	サービ スセン ター前	往 5.9km 循環	238日	952回			路線定期運行	②(1)	坊勢輝汽船の離発着 場と停留所「旅客船 ターミナル」が接続	③
		(3) 真浦線1	網場南	真浦公園	赤坂	往 3.2km 復 3.2km	254日	762回			路線定期運行	②(1)	高速いえしまと高福ライ ナーの離発着場と停留 所「真浦公園」が接続	③
		(4) 真浦線2	網場南	真浦公園・ 網手港	赤坂	往 5.5km 復 5.5km	239日	717回			路線定期運行	②(1)	高速いえしまと高福ライ ナーの離発着場と停留 所「真浦公園」が接続	③
		(5) 宮線1	宮港	赤坂	真浦公園	往 3.2km 復 3.2km	254日	762回			路線定期運行	②(1)	高速いえしまと高福ライ ナーの離発着場と停留 所「真浦公園」が接続	③
		(6) 宮線2	宮港	赤坂・ 日和山	真浦公園	往 7.6km 復 7.6km	239日	717回			路線定期運行	②(1)	高速いえしまと高福ライ ナーの離発着場と停留 所「真浦公園」が接続	③
姫路市(福崎町)	神崎交通(株)	(7) 姫路市連携①	駅前(交 通広場)	高橋(官 舎下)	JR溝口 駅前	往 8.4km 復 8.4km	242日	484回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江鮎団地経由)と 福崎駅前で接続	③
		(8) 姫路市連携③	文化セ ンター	福崎町役 場	文化セ ンター	往 32.6km 循環	242日	968回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江鮎団地経由)と 福崎駅前で接続	③
		(9) 姫路市連携③-3	文化セ ンター	福崎町役 場	JR溝口 駅前	往 21.2km 復 km	242日	121回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江鮎団地経由)と 福崎駅前で接続	③
		(10) 姫路市連携③-4	溝口 ニュータ ウン北	福崎町役 場	文化セ ンター	往 24.0km 復 km	242日	121回			路線定期運行	①	補助対象地域間幹線系統 である神姫バスの姫路～ 福崎線(江鮎団地経由)と 福崎駅前で接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。